

# 組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University  
金沢大学教職員組合執行委員会  
金沢市角間町  
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105  
E-mail kanazawa@ku-union.org  
ホームページ http://www.ku-union.org/

2011年6月29日

通巻 1162号

## この号の内容

- |              |    |
|--------------|----|
| ●教研集会の案内     | 1P |
| ●国家公務員給与削減問題 | 2P |
| ●輸入ワイン試飲会の感想 | 5P |
| ●釣り大会の感想     | 6P |

## 教 研 集 会 の ご 案 内

### 国立大学法人における賃金交渉を考える



日 時 7月22日(金)  
17:30~19:30

場 所 自然科学5号館(旧理学部)  
大講義室(2階)

\*終了後には懇親会を予定しています。

**ご参加の方は支部、分会役員、又は、  
組合事務所までご連絡下さい。組合員  
でない方の参加も歓迎します。まわり  
の方へもお声をかけ下さい。**

**\*お弁当準備します**

伊藤 正彦 氏

(熊本大学教職員組合2009/2010年度委員長)

「国立大学法人教職員の賃金改善に必要なことは何か  
—熊本大学における取り組みの経験から— (仮題)」

「給与構造の見直し」以来の3度にわたる給与引き下げ問題と取り組みを振り返り、各単組での賃金交渉の戦術のあり方を示すとともに、「人勸」を脱却して教職員の賃金を改善するためには何が必要であるかを示す。

喜成 年泰 執行委員長

「金沢大学における賃金交渉の総括 (仮題)」

法人化により私たち教職員は人事院勧告・国家公務員法体系の適用対象外となり、賃金等の労働条件は、労使の団体交渉を通じて決定されるべきものとなりました。

法人化後7年目に入りますが、この間2009年度と2010年度の二度にわたって、金沢大学当局は人事院勧告に準拠して賃金を引き下げ続けてきました。事業場過半数代表者による反対意見が全く考慮されなかったことからうかがえるように、大多数の教職員の賃下げ反対の意見(2009年度に実施したアンケートでは95%が反対)に対し当局は耳を傾けようとしなかったのです。

そのうえ組合との団体交渉のために2週間程度の期間しか設定せず、「人件費削減分は大学の運営のために活用する」とのみ回答し、代償措置提案もなく賃下げを強行した大学当局の対応には、誠実な賃金交渉に臨もうとする姿勢は片鱗も見られません。

この姿勢について石川県労働委員会におけるあっせん過程において、大学は自らの説明不足を認め、今後の良好な労使関係の確立に

努めることを約束するなど、ある程度の反省を示したはずですが。

ところが4月12日にあっせん協定書に調印した後、事務レベルで協議を数回にわたり重ねたにも関わらず、具体的な提案がまったくなされない状態がなおも続いています。

このような大学当局の誠実さを欠く態度に対応するためには、これまでの交渉プロセスを再検討し、国立大学法人における今後の賃金交渉につき新たな展望を開くことが不可欠です。

そこで2009年度、2010年度の賃金交渉で大きな成果を上げられている、熊本大学教職員組合の伊藤正彦氏(2009・2010年度委員長)をお招きしてお話を伺う教研集会を企画しました。

先日、東日本大震災復興を名目に国家公務員の給与減額が閣議決定されたことにより、今年度も昨年度以上に困難な賃金交渉が予測されます。今後の私たちの賃金のあり方につき、皆さん一人一人が考える契機として、教研集会にぜひご参加ください。

# 国家公務員給与削減 政府案の概要

6月3日、政府は東日本大震災の復興を名目に国家公務員給与の削減を閣議決定しました。今国会会期中の法案成立が企図されているとの報道もあり、今後の政府の対応及び国会審議を注視する必要があります。

過去2年間の賃金引下げに加え、仮に政府案に準拠した賃金引下げが金沢大学において実施された場合、私たち教職員の生活設計に重大な支障をもたらすことは必至であり、合理的理由なき賃金引下げは絶対に認められません。

以下に政府案の概要を報告します。

## 俸給月額

### 行政職俸給表(一)

- ① 本省課室長相当職員以上  
(指定職、行(一)10~7級) ▲10%
- ② 本省課長補佐・係長相当職員  
(行(一)6~3級) ▲8%
- ③ 係員(行(一)2、1級) ▲5%

### 教育職俸給表(一)

- ① 4級以上 ▲10%
- ② 2級、3級 ▲8%
- ③ 1級 ▲5%



**教育職(一)**について万が一金沢大学で同様に実施された場合は以下になる危険性があります。

- ① 5級 教授 ▲10%
- ② 3級、4級 講師、准教授 ▲8%
- ③ 2級 助教、助手 ▲5%

#### 【補足】

左記の教育職(一)は国立看護大学、気象大学校、海上保安学校等の俸給表であり、国立大学法人の教育職とは級がずれています。

2010年度の人勤に準拠した賃下げでは「人勤教育職(一):4級」には「金沢大学教育職(一):5級(教授)」が対応しました。同様に対応させると上記のとおりです。

\*その他の俸給表適用職員についても、行(一)に準じた支給減額率

## 俸給の特別調整額(管理職手当)

一律▲10%

## 期末手当及び勤勉手当

一律▲10%

## 給与減額支給措置の期間

法律の公布の日の翌々月の初日から平成26年3月31日まで

## 期間業務職員等の非常勤職員

常勤職員より相当程度給与水準が低い場合には、減額を行わないことを基本とする。

\*詳細は次ページを参照ください

# 国家公務員の給与減額支給措置について(抄)

平成23年6月3日

閣議決定

政府は、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)を踏まえ、人件費を削減するための措置について検討を進めてきたところであるが、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の給与について以下のとおり減額支給措置を講ずることとし、必要な法律案を今国会に提出する。

- 1 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与については、別紙1のとおり減額支給措置を講ずることとする。

(中略)

- 5 独立行政法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第13号に規定する独立行政法人をいう。)の役職員の給与については、法人の業務や運営のあり方等その性格に鑑み、法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、必要な措置を講ずるよう要請する。

また、特殊法人等の役職員の給与についても、同様の考え方の下、必要な措置を講ずるよう要請するとともに、必要な指導を行うなど適切に対応する。

これまでの閣議決定にこの文言はなかったよね。

(別紙1)



## 一般職給与法適用対象者の給与減額支給措置要綱

### I 俸給月額、俸給の特別調整額、期末手当、勤勉手当等の支給減額率

#### 1 俸給月額

- ① 本省課室長相当職員以上(指定職、行(一)10~7級) ▲10%
- ② 本省課長補佐・係長相当職員(行(一)6~3級) ▲8%
- ③ 係員(行(一)2、1級) ▲5%

その他の俸給表適用職員については、行(一)に準じた支給減額率

※1 平成17年給与法改正法附則第11条の規定による俸給(給与構造改革に伴う経過措置額)についても、俸給月額と同率で減額

※2 55歳超職員の給与減額支給措置(▲1.5%)適用後の俸給月額等についても、同率で減額

- 2 俸給の特別調整額(管理職手当) 一律▲10%
- 3 期末手当及び勤勉手当 一律▲10%
- 4 委員、顧問、参与等の日当 一律▲10%

### II 俸給月額に連動する手当等の減額支給

- 1 地域手当等の俸給月額に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く。)の月額、減額後の俸給月額等の月額により算出
- 2 超過勤務手当等の算出基礎となる勤務1時間当たりの給与額や休職者の給与は、減額後の俸給月額等の月額により算出

※ 扶養手当、住居手当等の俸給月額に連動しない手当については、減額の対象外

### III 給与減額支給措置の期間

法律の公布の日の翌々月の初日から平成26年3月31日まで

### IV その他

期間業務職員等の非常勤職員については、常勤職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給することとされているが、常勤職員より相当程度給与水準が低い場合には、減額を行わないことを基本とする運用を行う。

## 公務員賃金最大10%引き下げの閣議決定は 憲法違反であり、給与法案の廃案を要求する

2011年6月13日 全国大学高専教職員組合中央執行委員会

政府は6月3日の閣議において、国家公務員の給与を5%~10%、3年間引き下げを決定し、給与法「改正」案として国会に提出しました。

私たちは、給与法「改正」案の廃案を要求するものです。

そもそも政府は、国民と勤労者の権利を法によって保護すべき立場にありますが、今回の賃金引き下げ決定は、その政府の役割を自ら否定するものです。

政府は、国家公務員の労働基本権を剥奪した「代償措置」が人事院勧告制度であるとしてきました。その人事院勧告制度によらず、国家公務員組合と国家公務員の合意を得ず引き下げ決定をしたことは、何重にも公務員の権利を侵害する憲法違反の暴挙です。

また、公務員と直接的影響を受ける勤労者の生活を破壊するものです。毎月の賃金を5%~10%引き下げるとは、年収にして30万円~100万円が減少することになります。震災復興を含む公務・公共的な仕事につく職員は、この賃金引き下げにより住宅取得や子供の教育などの生活設計が大きく狂い、将来への希望さえ奪うことになりかねません。

閣議決定では、国立大学を含む独立行政法人の役職員給与について、「法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つ、必要な措置を講ずるよう要請する」としています。

大学、高専等の職場では、「震災復興のためなら自分たちの賃金が下がるのもやむを得ないのではないか」という疑問の声もあります。しかし、賃金引き下げは、震災復興にとって悪影響をもたらすものです。

第1に、国の財政難を理由に、復興財源の捻出を公務員労働者や大学、高専

等の法人のみに強いることは許されないことであり、何ら財政問題の解決にならないばかりか、国全体の経済にマイナス効果となります。国や自治体などでの賃金引き下げは、民間賃金も引き下げる役割を果たし、それにより民間消費支出を減少させ景気後退を招き、国の財政と震災復興に逆効果となるものです。

第2に、今回の東日本大震災の復旧・復興において、高等教育機関の果たす役割は、以前にも増して大きくなっています。すなわち、大学の教職員がもてる専門的知見や技能を動員して、さまざまな形で被災地の救援活動に従事するとともに、各自の専門領域から、復旧・復興政策の立案に当たって数多くの緊急提言を行なっています。こうした状況のなかで、短期的な財政需要のみから、高等教育機関教職員の研究教育条件、労働条件を悪化させることは、研究教育の基盤を劣化させることにつながりかねません。

第3に、国立大学や国立高専職員は組織の法人化により非公務員となり、労働基本権が保障されています。国からの財政支出があるからといって、政府が賃金を決めるものではありません。労使の団体交渉に基づき両者の合意により賃金が決まるものです。また、国立大学等は法人化以降、職員の賃金引き下げと人員削減により人件費は10%以上削減されています。国が設定した人件費5%削減の目標を大きく超過達成しています。これ以上の人件費削減を進める財政的な理由はありません。

私たちは、国と同様の提案がなされれば道理なき賃下げとして徹底して闘うことを表明するものです。

## 5月20日★ 〈輸入ワイン試飲会〉に参加して

5月20日に開かれた輸入ワインの試飲会に参加しました。ワインの試飲会自体参加するのが今回初めてで、私自身あまりワイン自体良く知らないのですが、どのような会なのか、ついていけるのかな、と少々不安もありつつの参加となりました。

当日は少し暑いくらいでしたが、すみれ亭から眺める景色が奇麗で、それに合わせて出された白ワインがとても美味しかったです。今回はドイツからの白ワインの飲み比べがメインでしたが、銘柄によって一口含んだだけでも味というか香りや風味が違ってくるのがよくわかりました。今回紹介されたワインの産地の説明もあって、かなり勉強になりました。

また、普段あまりお会いできない先生方ともお話ししお話しする機会もあり、会話ははずみました。かなりワインを美味しくいただいたせいか、帰る頃には少々酔いが回りすぎてしまいました。

今回の試飲会に参加して、いろいろとワインに関するお話が聞けたこと、普段お会いする機会がそこまでない先生方のお話も聞けたことが私にとっては良い経験になったように感じました。またこのような機会があれば参加してみたいです。ありがとうございました。

(理工研究域技術職員 大澤六合豊)



## 活動日誌

### 5月



- 1日 メーデー
- 4日 のぼり旗設置(自然研前)
- 10日 第18回執行委員会
- 13日 新入組合員歓迎会(北支部)
- 15日 「バードウォッチング・植物観察 & 山菜天ぷらを食す会」(角間)
- 17日 女性部第6回役員会
- 19日 旅費規程の変更に関する説明会(大学)
- 20日 輸入ワイン試飲会(すみれ亭)
- 24日 女性部「こけ玉づくり」
- 25日 第19回執行委員会
- 25日 会計監査(中間)
- 27日 第3回推薦委員会
- 28日 四分会バーベキュー(津幡)
- 28日 工学部分会バスツアー(滋賀)

## 6月4日★ 〈釣り大会／水族館見学 in 能登島〉に参加して

6月4日に能登島にて釣り大会を開催しました。釣り日和に恵まれ、34名が参加しました。大物部門の1位は40cmのボラ、匹数部門では29匹（25匹がアジ）でした。ほとんどの参加者がアジを釣ることができました。残念ながら釣れなかった方は来年こそ・・・。

昨年に続き、参加してくれた西嶋惟旺くんの感想を紹介します。アジ10匹をつり上げ、匹数部門で2位に入りました。

### 今年もいっぱい釣れました。ラッキー！

西嶋惟旺（田上小6年）

去年の釣り大会でぼくはけっこうたくさん釣りました。たくさん釣ったから特別賞で、水筒をもらいました。でも、お父さんはボーズでした。今年も釣り大会があるとお父さんから聞いていたから、とても楽しみでした。

今年の釣り大会の案内に書いてある賞品を見て、「今年はライトをゲットするぞ」と行く前にお父さんに話したら、「おいおい、いつもいつも釣れるとはかぎらないんだからな。ぜんぜん釣れなくてもふれくされんじゃないぞ」と言われました。

釣り場について、さっそく釣り始めましたが、釣れませんでした。一か所にじっとしていないで、あちこち移動しました。でも、ぜんぜん釣れません。しばらくすると、お父さんが1匹釣りました。小さなアジでした。ぼくは焦りました。そんなとき、去年、終了のちょっと前にかなり大きな魚を釣り上げた背の高いというか大きなお兄さんが、いけすのある入り口近くはアジなら釣れると教えてくれました。行って見て、しばらくしたら、本当に釣れました。けっこう釣れて、ほとんど小さなアジばかりですが、全部で10匹くらい釣りました。お父さんも3、4匹釣っていましたが、20センチというのもありました。

帰る途中の休憩所で賞の発表がありました。ぼくは10匹で2位になりました。水筒をゲットしました。お父さんも20センチのアジで2位になりました。賞品はぼくと同じく水筒でした。

大学で解散するとき、釣った魚を持って行っていいという言う人がいました。ぼくは何匹かもらいました。家に帰って、ぼくはお母さんに魚を三枚におろすやり方を教えてもらいました。お父さんの釣った20センチのアジをがんばっておろして、刺身をつくりました。小アジはお母さんがなんぼんづけにしてくれました。この日の夕食はさしみ、なんぼんづけ、煮つけでごはんがとてもおいしかったです。来年もまた参加したいと思います。今度こそ、ライトをとるぞ。

